兵庫県公立大学法人兵庫県立大学共同研究講座及び部門に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県立大学講座等に関する規程(平成25年兵庫県立大学規程第77号)に基づき、兵庫県公立大学法人(以下「法人」と言う。)が設置する兵庫県立大学(以下「大学」という。)における共同研究による講座及び部門(以下「共同研究講座等」という。)の設置運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 共同研究講座等は、共通の課題について大学と共同して研究を実施しようとする外部の企業等から受け入れる経費等を活用して設置運用し、当該研究の進展及び充実に資することを目的とする。

(定義)

- 第3条 この規程において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 共同研究講座等 講座及び部門において行われる教育研究に相当するものを実施するもので、外部の企業等からの資金により、当該共同研究の講座及び部門にかかる教育研究の実施に伴う諸経費を賄うものをいう。
- (2) 部局 各研究科及び学部、各附置研究所及び学術情報館をいう。
- (3) 部局長等 前号に規定する部局等の長をいう。

(名称)

- 第4条 共同研究講座等には、当該共同研究講座等における教育研究の内容を示す名称を付するものとする。
- 2 共同研究講座等の名称について、外部の企業等から申出のあった場合は、外部の企業等が明らかになる名を前項の名称に付加することができる。

(設置の申請)

- 第5条 部局長等は、理事長に対して共同研究講座等の設置に係る代表者からの申込みがあり、この申込みが大学の教育研究の進展及び充実に有益であると認めた場合は、当該部局等の教授会又はそれに代わる機関の議を経て、その設置について理事長に申請するものとする。
- 2 前項の申込み及び申請は、次に掲げる書類による。
- (1) 共同研究講座等申込書(様式第1号)
- (2) 共同研究講座等の概要(様式第2号)
- (3) 担当予定者の履歴書 (様式第3号)
- (4) 共同研究講座等申請書(様式第4号)

(設置)

- 第6条 理事長は、前条の申請があった場合は、教育研究審議会の議を経て、共同研究講座等を設置することができる。
- 2 理事長は、第1項の規定により、共同研究講座等を設置した場合は、速やかに当該部局長等に共同研究講座等受入承認書(様式第5号)を交付するとともに、申込者に対しては共同研究講座等受入承諾書(様式第6号)により通知するものとする。

(契約の締結)

第7条 前条第1項において共同研究講座等を設置した場合は、理事長は、別に定める契約書により企業等を相手方として契約を締結し、共同研究の受け入れのための手続きをとるものとする。

(開設期間等)

- 第8条 共同研究講座等の開設期間は、原則として2年以上5年以下とする。ただし、共同研究講座等の開設期間は、更新することができる。
- 2 部局長等は、前項の開設期間が終了したときは、共同研究講座等における教育研究の成果のとりまとめを行い、学長に報告するものとする。
- 3 共同研究講座等の教育研究内容等の変更及び開設期間を更新する場合の手続は、設置 の例による。

(共同研究講座等の構成等)

- 第9条 共同研究講座等には、次の各号に掲げる者をそれぞれ置くものとする。
 - (1) 大学に勤務する教員(兵庫県公立大学法人教職員就業規程(平成25年法人規程第25号)第2条に規定する教員)
 - (2) 大学の教授、准教授、講師、助教若しくは助手に相当する外部の企業等から受入れる研究員(以下、「共同研究員」という。)

(共同研究員)

- 第10条 共同研究員は、当該共同研究講座等が行う教育研究(専ら研究に従事する場合を 含む)に従事する。
- 2 共同研究員は次の各号のいずれかに掲げるものとする。
 - (1) 兵庫県立大学客員教員設置要綱(平成25年4月1日)に規定する客員教員
 - (2) 兵庫県立大学客員研究員規程(平成25年兵庫県立大学規程第41号)に規定する客員研究員

(経費の受入れ)

- 第11条 共同研究講座等に係る経費は、原則として、その開設期間に係る総額を一括して 受け入れるものとする。ただし、事業年度ごとに必要な経費を分割して受け入れること ができる。
- 2 共同研究講座等に係る経費の額は、謝金、旅費、消耗品費、使用料、設備費、備品購

入費、光熱水費等の当該共同研究講座等の実施に直接必要な経費(以下「直接経費」という。)、当該共同研究講座等に関連し直接経費以外に必要となる経費(以下「間接経費」という。)、及び必要な人件費の合計額とする。

3 間接経費は、原則として直接経費の20%に相当する額とする。

(特任教授等)

第12条 学長は、兵庫県立大学特任教授等称号授与規程(平成25年兵庫県立大学規程第40号)第3条第4号に基づき、共同研究員に特任教授等の称号を付与することができる。

(特許等の取扱い)

第13条 共同研究員が行った発明に係る特許等の取扱いについては、兵庫県公立大学法人 兵庫県立大学知的財産取扱規程(平成25年法人規程第70号)による。

(共同研究の取扱い)

第14条 この規程に定めるもののほか、共同研究講座等で実施する共同研究の取扱いについては、兵庫県公立大学法人兵庫県立大学における共同研究規程(平成25年法人規程第59号)第3条及び第10条から第17条に定めるところによる。

(補則)

第15条 この規程に定めるもののほか、共同研究講座等の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附則

- この規程は、平成29年2月22日から施行する。
 - 附 則 (平成 29 年 3 月 31 日改正)
- この規程は、平成29年4月1日から施行する。
 - 附 則(令和3年3月31日改正)
- この規程は、令和3年4月1日から施行する。